

○本荘由利広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

平成 18 年 3 月 15 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定の申請)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請は、様式第 1 号による指定申請書により行うものとする。

2 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 78 条の 5 及び第 115 条の 15 の規定による届出は、施行規則第 131 条の 13 第 1 項及び第 140 条の 30 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式第 2 号による変更届出書により、事業の廃止、休止に係るものにあつては様式第 3 号による廃止・休止届出書により、事業の再開に係るものにあつては様式第 2 号の 2 による再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第 4 条 法第 78 条の 8 の規定による指定の辞退は、様式第 4 号による指定辞退届出書により行うものとする。

(指定の更新の届出)

第 5 条 法第 70 条の 2 の規定による申請は、様式第 5 号による更新申請書により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第 6 条 本荘由利広域市町村圏組合管理者(以下「管理者」という。)は、前 3 条の規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 指定更新年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号

(公示)

第 7 条 法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定による公示は、施行規則第 131 条の 14 各号及び第 140 条の 31 各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(その他)

第 8 条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第 2 条 組合管理者は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日規則第 1 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日規則第 1 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 9 号)

(施行期日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 20 日規則第 6 号)

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。